

健やか生活習慣くまもと県民運動キャラクター「ASO坊健太くん」キャラクター使用規程

(目的)

第1条 この規程は、健やか生活習慣くまもと県民運動キャラクター「ASO坊健太くん」(熊本県健康づくり県民会議が作成した健康づくりのイメージキャラクター。以下、「キャラクター」という。)の著作権を保護し、キャラクターが適正に使用されるために必要な事項を定めるものです。

(仕様)

第2条 使用できる「健やか生活習慣くまもと県民運動キャラクター ASO坊健太くん」の画像は、以下の5点です。サイズの変更は可能ですが、色や形等のデザインの変更はできません。



(使用者・使用方法等)

第3条 キャラクターの使用については、県、市町村、学校、熊本県健康づくり県民会議の構成団体が健やか生活習慣くまもと県民運動の推進のために使用する場合を除き、あらかじめ申請書を提出し、使用承認を受けることによりキャラクターを無償で使用することができます。

(使用承認基準)

第4条 キャラクターの使用は、健康づくりをテーマとした事業のPRに寄与するもののみ認められ、熊本県健康づくり県民会議事務局(熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課、以下「事務局」という。)において公平性や事業の趣旨との整合性等を審査し、使用を承認します。ただし、次の各号を遵守することとします。

- (1) 「健やか生活習慣くまもと県民運動キャラクター「ASO坊健太くん」と明記すること
- (2) キャラクターの色、形状の改変は行わないこと
- (3) キャラクターに付加価値を付けないこと(例: ~が好き。~が得意。商品を持たせるなどの加筆、加工等)
- (4) 作成した製作物等を商標登録しないこと
- (5) 熊本県健康づくり県民会議が指定する、健康づくりの啓発にかかる文言を明記すること

2 前項の規定にかかわらず、その使用が次のいずれかに該当する場合は承認しません。

- (1) 健やか生活習慣くまもと県民運動の趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 熊本県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) 熊本県の事業又は健康づくり県民会議構成団体が行う関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (8) 事業の主催者の存在が明らかでない場合
- (9) 使用目的が明らかでない場合
- (10) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用承認の手続き)

第5条 事務局は、以下の手順に従ってキャラクターの使用承認手続を行います。提出を受けた書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

(1) 申請書の提出

キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ「健やか生活習慣くまもと県民運動キャラクター「ASO坊健太くん」キャラクター使用申請書」(別紙様式第1号)を事務局に提出してください。

(2) 使用承認審査

事務局は、事業の主旨及び内容について速やかに審査を行います。

(3) 使用承認の通知

申請書を受理した日から2週間以内に「健やか生活習慣くまもと県民運動キャラクター「ASO坊健太くん」キャラクター使用承認書」(別紙様式第2号)により審査の結果を通知します。また、使用を承認された場合にはキャラクターデータを併せて送付します。

(4) 使用報告書及び完成写真の提出

作成した製作物等の完成品の写真を「健やか生活習慣くまもと県民運動キャラクター「ASO坊健太くん」キャラクター使用報告書」(別紙様式第3号)に添付し、製作物等完成後速やかに事務局に提出してください。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用承認後のキャラクターの使用に当たっては、以下の事項を遵守してください。

- (1) 使用承認を受けた事項以外に使用する場合は、別途使用承認を受けてください。
- (2) 使用者は、キャラクターを使用する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、または代理使用を許諾してはいけません。

(使用承認の取消等)

第7条 使用者が次の各号に該当するときは、使用承認の取り消し及び使用の中止、並びに

製作物等の回収を求める等の措置をとります。なお、それにより発生した回収費等は使用者の負担とします。

- (1) 使用者が前記の使用承認基準に違反したと事務局が認めたとき
- (2) 使用者が承認内容に違反したと事務局が認めたとき
- (3) 前号に掲げるほか、事務局が必要であると認めたとき

2 事務局は、使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

(経費等の負担)

第8条 事務局は、キャラクターの使用承認申請または使用の実施等に係る経費または役務は負担しません。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年3月16日から適用する。
- 2 この規程は、平成27年3月5日から適用する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から適用する。